工事請負契約書第 26 条第 6 項 (インフレスライド条項) 運用マニュアル (暫定版) 準用読替規定

令和7年2月 奈良県黒マネジメント部 奈良県県土マネジメント部においては「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成26年1月国土交通書大臣官房技術調査課)を次のとおりに読替えるものとする。

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 2	はじめに	はじめに
	本資料は、 <u>工事請負契約書第26条第6項</u> のインフレスライド条項に	本資料は、 <u>建設工事請負契約書第26条第6項</u> のインフレスライド条
	ついて、「賃金等の変動に対する <u>工事請負契約書第 26 条第6項</u> の運用	項について、「賃金等の変動に対する <mark>建設工事請負契約書第26条第6項</mark>
	について」(以下「本通達」という。)に関するスライド額の算定方法や	の運用について」(以下「本通達」という。) に関するスライド額の算定
	発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理し	方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を
	たものである。	整理したものである。
	本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義	本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義
	が生じた場合は、 <mark>本省</mark> と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努めら	が生じた場合は、 <mark>関係課</mark> と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努め
	れたい。	られたい。
P. 2	1. 適用対象工事	1. 適用対象工事
	(1) 契約書第26条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.	(1) 契約書第26条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.
	(2) に定める基準日から2ヶ月以上あること。	(2) に定める基準日から2ヶ月以上あること。
	(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、	(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、
	賃金水準の変更がなされた時とする。	<u>賃金水準の変更がなされた時</u> とする。
	(追加)	※賃金水準の変更がなされた時とは、技術管理課が国土交通省からの公共
		工事設計労務単価に係る文書を受理し、賃金水準の上昇または下降を確
		認しスライド適用の判断をした時点とする。なお、賃金水準が上昇した

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容
	(略)
P. 3	2. 請求日及び基準日等について
	請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。
	(1)請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が
	請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」とい
	う。) を請求した日とする。
	(2) 基準日:請求日とすることを基本とする。
	また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注
	者と受注者とが協議して定める日とすることも可と
	する。
	(3) 残工期:基準日以降の工事期間とする。
	 ・請求日について
	請求に際しては、残工事の工期が基準日(請求日とすることを基本と
	する。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。)から2ヶ
	月以上必要であることに留意すること。

また、本通達発出後、賃金水準が変更された日以降に請求可能となる

奈良県県土マネジメント部における読替え内容

際は発注者より受注者に周知し、受注者が書面にてスライド協議の請求 を行い、賃金水準が下降した際は発注者が書面にてスライド協議の請求 を行うものとする。

(略)

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1)請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が 請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」とい う。)を請求した日とする。
- (2) 基準日:請求日とすることを基本とする。 また、請求があった日から起算して、14日以内で発注 者と受注者とが協議して定める日とすることも可と する。
- (3) 残工期: 基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日(請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。)から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

遡りは認めないこととする。

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	ため、実質的には「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」	
	が適用される平成26年2月1日(土)以降の2月3日(月)から請求	
	<u>が可能となる。</u> 遡りは認めないこととする。	
	(略)	(略)
P. 4	3. スライド協議の請求	3. スライド協議の請求
	(略)	(略)
	・実施フローについて	・実施フローについて
	別紙「工事請負契約書第 26 条第 6 項に伴う実施フロー」を参照する	別紙「 <mark>建設</mark> 工事請負契約書第 26 条第 6 項に伴う実施フロー」を参照
	こと。	すること。
P. 4	4. 請負代金額の変更	<u>4.請負代金額の変更</u>
P. 4	4. 請負代金額の変更 (1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」と	4. 請負代金額の変更 (1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」と
P. 4		
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」と	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」と
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。 (2)増額スライド額については、次式により行う。	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。 (2)増額スライド額については、次式により行う。
P. 4	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100分の1に相当する金額を超える額とする。 (2)増額スライド額については、次式により行う。 $S_{ゅ} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$	(1)賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100分の1に相当する金額を超える額とする。 (2)増額スライド額については、次式により行う。 S _増 = [P ₂ -P ₁ - (P ₁ ×1/100)]

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容				
	S増: 増額スライド額	S _増 :増額スライド額				
	P ₁ :請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負	P ₁ :請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負				
	代金額を控除した額	代金額を控除した額				
	P ₂ :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した	P ₂ :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP ₁ に相				
	P ₁ に相当する額	当する額				
	$(P = \Sigma (\alpha \times Z), \alpha : \underline{\underline{\mu}}$ 価合意比率又は請負比率、 $Z : \underline{\underline{\mu}}$	、 $Z:$ $(P=\Sigma (\alpha \times Z), \alpha : \underline{\underline{if}}$ <u>負比率(当初請負代金額/当初</u>				
	(P-Z (α × Z)、α: 単価合息比率又は請負比率、Z: (P-Z (α × Z)、α: 請負比率 (ヨ初請負代金額) 宣積算額 設計額)、Z: 発注者積算額					
	(3)減額スライド額については、次式により行う。	(3)減額スライド額については、次式により行う。				
	$S_{ij} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$	$S_{ij} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$				
	この式において、S _蔵 、P ₁ 及びP ₂ は、それぞれ次の額を表すもの	この式において、 S \otimes 、 P 1及び P 2は、それぞれ次の額を表すもの				
	とする。 とする。					
	S _蔵 : 減額スライド額	S _減 : 減額スライド額				
	P 1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請	P ₁ :請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請				
	負代金額を控除した額	負代金額を控除した額				
	P ₂ :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP ₁ に相	P ₂ :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP ₁ に相				
	当する額	当する額				
	$(P = \Sigma (lpha imes Z)$ 、 $lpha : $ <u>単価合意比率又は請負比率</u> 、 $Z:$: $(P = \Sigma (\alpha \times Z), \alpha : $ 請負比率 (当初請負代金額/当初				
	<u>官積算額</u>)	<u>設計額)</u> 、Z: <u>発注者積算額</u>)				
	(4)スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれら	(4)スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれら				
	に伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更につい	に伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更につい				
	て行われるものであり、歩掛の変更については考慮するもので	でして行われるものであり、歩掛の変更については考慮するもので				
	はない。	はない。				

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	・受注者の負担割合	・受注者の負担割合
	受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損	受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損
	害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよ	害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよ
	う定められた「100分の1」としている。	う定められた「100分の1」としている。
	・総価契約単価合意方式適用工事の場合について	
	<u>P」は、直近の合意単価(包括合意の場合は、官積算単価に直近の請</u>	
	負比率を乗じた単価)を用いて算出する。	
	P_2 は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価	
	(包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価)を用	
	<u>いて算出する。</u>	
	・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について	・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について
	再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積	再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積
	算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当	算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当
	該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。	該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
	・複数回スライドを行う場合について	・複数回スライドを行う場合について
	スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に	スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に
	基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負	基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負

代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
P. 5	5. 出来高数量の確認	5. 出来高数量の確認
	(略)	(略)
	・出来形数量等の確認方法について	・出来形数量等の確認方法について
	基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル	基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル
	記5.に基づき実施することを基本とする。	記5.に基づき実施することを基本とする。
	なお、国土交通省公共土木工事の執行にあたっては、広域的な範囲	
	で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、受注者に「工事	
	出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求	受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報
	め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとす	告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確
	る。	認できることとする。
	・「工事出来高内訳書」による出来高の確認	・「工事出来高内訳書」による出来高の確認
	「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総	「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総
	括表に対応した出来高数量を確認する。	括表に対応した出来高数量を確認する。
	・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認	・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認
	次式により数量総括表に対応した出来高を算出する。(ただし、	次式により数量総括表に対応した出来高を算出する。(ただし、
	実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)。	実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)。
	出来形数量 = 基準日における設計数量	出来形数量 = 基準日における設計数量
	× (基準日における実施済工程工期/実施工	× (基準日における実施済工程工期/実施工

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	程工期)	程工期)
	本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準 日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方 法と原則同じ方法によることとする。	本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準 日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方 法と原則同じ方法によることとする。
	(略)	(略)
P. 6	7. 変更契約の時期	7. 変更契約の時期
	スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。	スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。
	・精算変更時で行う場合	・精算変更時で行う場合
	スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド	スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド
	スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド 基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す	スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド 基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す ること。	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。 また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出す	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。 また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認す
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。 また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。
	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。 また、総価契約単価合意方式適用工事の場合、精算変更金額を算出する前にスライド基準日におけるスライド額を算定し契約変更を実施し、単価協議を行った後に精算変更金額を算出すること。	基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。 <u>・複数年度契約の場合</u>

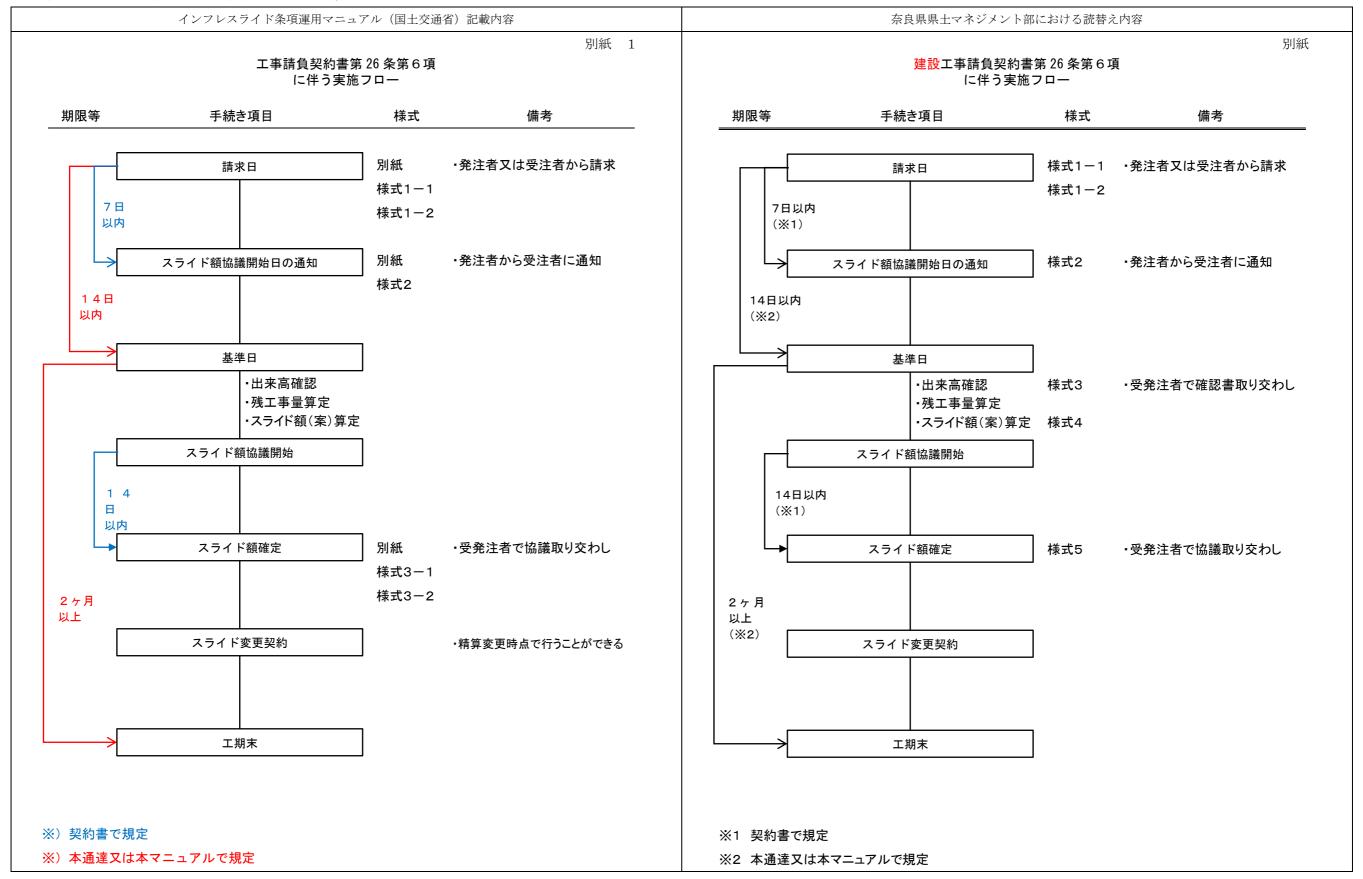
記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
		形数量を都度受発注者間で確認すること。
P. 7	9. その他留意事項等	9. その他留意事項等
	・総価契約単価合意方式適用工事に関する留意点	
	総価契約単価合意方式適用工事については、スライド協議が成立	
	し、変更契約締結後、契約書第3条第6項の規定に基づき単価合意を	
	実施すること。その場合、一度同意した単価合意書に記載がある単価	
	であっても、改めて合意し直すものとする。ただし、以後、請負代金	
	額の変更が伴う契約変更がないことが明らかな場合は、単価協議は不	
	<u>要である。</u>	
		・建設工事請負契約書第 25 条に基づく変更協議及び変更契約を同
		時に行う際の留意点
		設計変更に伴う建設工事請負契約書第25条に基づく変更協議及
		び変更契約をスライド変更と同時に行う場合にあたっては、受発
		注者双方の事務負担軽減の観点から変更協議書及び変更契約書に
		ついては、集約して取り交わすものとする。

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容					
P. 8	【参考】契約書第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変	【参考】契約書第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変					
	<u>動)</u>	<u>動)</u>					
	1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等【 部は、総価契約単価合意方式適用工事においては、「単価合意書の記載事項及び物価指数等」と記載。】に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議	1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。					

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容					
記載箇所	する。 <u>[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。</u> 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほ	4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほ					
	か、請負代金額の変更を請求することができる。 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発	か、請負代金額の変更を請求することができる。 (6) 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 (7) 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発					

記載箇所	インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
	注者が定め、受注者に通知する。	注者が定め、受注者に通知する。
	_[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。	
	8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受	8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受
	注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならな	注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならな
	い。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を	い。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を
	行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知	行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知
	しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者	しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者
	に通知することができる。	に通知することができる。

なお、別紙及び様式の読替については、次のとおりとする。



インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容 奈良県県土マネジメント部における読替え内容 (別紙様式1-1) 様式1-1 (インフレスライド) 「受注者からの請求】 「受注者からの請求】 平成○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 支出負担行為担当官 奈良県知事 又は土木事務所長 殿 ○○地方整備局長 殿 受注者 ○○建設(株) 受注者 ○○建設(株) 代表者名 代表者名 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求) 建設工事請負契約書第26条第6項に基づく 請負代金額の変更について (請求) 平成○○年○○月○○日付けで契約締結した○○○○□工事については、賃金等の変動によ り、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで<u>請負契約を締結</u>した<u>下記工事について</u>、<u>労務単価等</u>の変動に より、建設工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。 記 記 請負代金額 ¥ 2. 工 期 平成○○年○○月 日から 1. 工 事 番 号 2. 工 事 名 平成○○年○○月 日まで 3. 希望基準日 平成○○年○○月○○日 3. 工 事 場 所 <u>4. 施 行 県</u> ○○県 4. 請負代金額 5. 工 期 5. 変更請求概算額 ¥ 自) 令和○○年○○月○○日から 6. 概算残工事請負代金額 ¥ 至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する 令和○○年○○月○○日 6. 希望基準日 請負代金額を控除した額 7. 変更請求概算額 8. 概算残工事請負代金額 ¥ ※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する 請負代金額を控除した額 9. 添 付 書 類 工事出来高内訳書 ※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容			奈良県県土	マネジ	メント部に:	おける読替	え内容		
_	(様式1-1	添付資料))						
						₹	5望基準日	令和○年() (月() ()
			工事	Щ	- 並			14 111 0 1 0	, , , , ,
								残工時数量	
	工種	種別	細別	単位	关 形数里 (A)	元11指小数里 (B)	(C)		摘要
			1			I .	1	1	

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容					
(様式1-2)	様式1-2 (インフレスライド)					
[発注者からの請求]	[発注者からの請求]					
平成○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日					
受注者	受注者					
殿	殿					
支出負担行為担当官						
○○地方整備局長	又は土木事務所長名					
工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)	<u>建設</u> 工事請負契約書第26条第6項に基づく					
	請負代金額の変更について(請求)					
平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで <u>契約締結</u> した <u>〇〇〇〇〇工事については</u> 、 <u>賃金等</u> の変動によ						
り、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。	令和○○年○○月○○日付けで <u>請負契約を締結</u> した <u>下記工事について</u> 、 <u>労務単価等</u> の変動に					
	より、建設工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。					
記						
<u>1</u> . 請負代金額 ¥	記					
<u>2</u> . 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から</u>	1. 工 事 番 号					
平成〇〇年〇〇月〇〇日 <u>まで</u>	2. 工 事 名					
3. 希望基準日 令和○○年○○月○○日	<u>3. 工 事 場 所</u>					
4. 施 行 県 〇〇県	4. 請 負 代 金 額 ¥					
<u>5</u> . 変更請求概算額 ¥	5. 工 期 <u>自)</u> 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
<u>6</u> . 概算残工事請負代金額 ¥	<u>至)</u> 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請	6. 希望基準日 令和○○年○○月○○日					
負代金額を控除した額	7. 変更請求概算額 ¥					
	8. 概算残工事請負代金額 ¥					
※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。	概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する					
	請負代金額を控除した額					
	※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。					

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容						
(別紙様式2)	様式2(インフレスライド)						
平成○○年○○月○○日							
受注者	受注者 住 所						
殿	氏名 殿						
	- C 名						
支出負担行為担当官							
○○地方整備局長	又は土木事務所長						
工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)	 <mark>建設</mark> 工事請負契約書第 26 条第 8 項の適用について(通知)						
平成○○年○○月○○日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第 26 条第8項の	標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった下記工事における <u>スライド基</u>						
規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。	<u>日及び</u> スライド額協議開始日を下記のとおり定めましたので通知します。						
記	記						
1. 工 事 名 ○○○○□工事	1. 工 事 番 号						
2. スライド額協議開始日 平成○○年○○月○○日	2. 工 事 名						
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)							
	<u>3. スライド基準日</u> <u>令和○○年○○月○○日</u>						
	4. スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日						

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容						
	様式3 (インフレスライド)						
	出来高量確認書						
	1. 工 事 番 号						
	2. 工 事 名						
	3.工期自)令和年月日						
	至)令和 年 月 日						
	4.基準日 令和年月日						
	5. 出 来 高 量 工事出来高内訳書のとおり						
	6. 出来高量確認者 発注者						
	7.確認年月日 令和 年 月 日						
	上記のとおり確認する。						
	令和 年 月 日						
	(工事執行機関の長)						
	(印)						
	(受注者) 住所 <i>法人にあたっては、所在地</i>						
	氏名 名 <i>称及び代表者氏名</i> (印)						
	※ 2通作成し、発注者受注者各自1通を保有する。						

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容		奈良県県土マネジメント部における読替え内容									
	(様式3	添付資料)									
								和〇年〇〇	月〇〇 E		
		1	工事	出	来高		書	-			
	工種	種別	細別	単位	契約数量 (A)	先行指示数 量 (B)	出来高数量 (C)	残工時数量 (D)=A+B- C	摘要		
	*\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	割事は コー	 イド額を算定す	フェル	. ファ ひ 声 ふっけっ	太古粉目 / △	\ +. T++=11 → \	/ た よ か よ か	ポキッ		

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容						
式追加)	様式4(インフレスライド)						
	○○第	号					
	令 和 年 月	目					
	県土マネジメント部長						
		近長					
		/ 12					
	建設工事請負契約書第26条第6項及び第8項のスライド額について(進達)					
	標記について、令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事につい	, \					
	て、スライド調書を作成しましたので関係書類を添えて進達します。						
	記						
	1. 工 事 番 号						
	2. 工 事 名						

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
(別添様式3-1)	様式5 ※スライド適用を認める場合
平成〇〇年〇〇月〇〇日	令和○○年○○月○○日
受注者	(受注者)
殿	住所
支出負担行為担当官	氏名
○○地方整備局長	奈 良 県 知 事
	又は土木事務所長名
工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)	建設工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第6項に基づく請負代金 額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。	請負代金額の変更について(協議)
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。	令和○○年○○月○○日付け請求のあった <mark>建設</mark> 工事請負契約書第 26 条第6項に基づく請負
	代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。
記	なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。
1. 工 事 名 ○○○○工事	記 - The state of
2. スライド変更金額 (増) ¥ 55、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥	<u>1. 工 事 番 号</u>
上 準 日 平成○○年○○月○○日	2. 工 事 名 ○○○○□工事
	3.基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	4. スライド変更金額 (増) ¥
	うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥
	なお、建設工事請負契約書第26条第6項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第25条と同時に実施す
	る場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。

	_
インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	
(別添)	梢
承諾書	
工 事 名 〇〇工事	
$\Sigma^{\frac{1}{4}}$ $\Sigma^{\frac{1}{4}}$	
平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました <u>上記</u> 工事の工事請負契約書第 26	
条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。	
記	
1. スライド変更金額 (増) ¥	
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 至	
基 準 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
令和○○年○○月○○日	
受注者	
住 所:	
氏名:	
支出負担行為担当官	
○○地方整備局長 殿	

奈良県県土マネジメント部における読替え内容

様式5 (添付資料) ※スライド適用を認める場合

承諾書

奈良県知事 又は土木事務所長名 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました<u>下記</u>工事の<u>建設</u>工事請負契約書第 26 条第 7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1	工事番号											
2	工 事 名	0000	工事									
			+億			百万			千			円
3	スライド変更金額 (増額)			¥	X	X	X	X	X	X	X	X
	うち取引に係る地 方税及び地方消費 税の額				¥	X	X	X	X	X	X	X
4	基 準 日	令和〇〇	年〇〇	月〇〇)目							

令和○○年○○月○○日

受注者

住 所:

氏 名:

なお、建設工事請負契約書第26条第6項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第25条と同時に実施する場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容						
(様式3-2)	様式5 ※スライド適用が認められない場合						
	令和○○年○○月○○日						
平成○○年○○月○○日	(受注者)						
	住 所						
受注者							
殿							
	スプログラス スプログラ						
支出負担行為担当官	○ は上小事物用以4						
○○地方整備局長							
○○地力登禰何女	<u>建設</u> 工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく						
	請負代金額の変更について(協議)						
工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)							
	令和○○年○○月○○日付け請求のあった <mark>建設</mark> 工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負						
平成○○年○○月○○日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第6項に基づく請負代金	代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。						
額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。							
	記						
記							
	<u>1. 工 事 番 号</u>						
1. 工 事 名 ○○○○□工事							
	2. 工 事 名 ○○○○工事						
2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない							
	3. スライド変更適否 スライドの適用が認められない						
3. 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため							
	4.理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため						
	なお、建設工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第 25 条と同時に実施で						
	る場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。						

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容	奈良県県土マネジメント部における読替え内容
(様式追加)	様式 5 (添付資料) ※スライド適用が認められない場合
	奈 良 県 知 事 又は土木事務所長名 殿
	スパム上小事伤別で右 一般
	令和○○年○○月○○日付けで協議のありました下記工事の建設工事請負契約書第 26 条第
	7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。
	1. 工 事 番 号
	2. 工 事 名 ○○○○○工事
	3. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
	4. 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため
	令和○○年○○月○○日
	受注者
	氏 名:
	なお、建設工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく変更協議を建設工事請負契約書第 25 条と同時に実施す
	る場合は、受発注者双方の事務負担を軽減する観点から協議を1回に集約してもよいものとする。

(様式4 添付資料1)

スライド調書

エ	事		名						
請負	代	仝	額						円(消費税含まず)
胡	10	<u> 11</u>	台共						円(消費税含む)
設計	*	소	安百						円(消費税含まず)
EX FI	F	<u> 317</u>	钦						円(消費税含む)
ı			期	自	平成	年	月	日	
			**/1	至	平成	年	月	日	
基	準		日		平成	年	月	日	
出	ŧ	高	額						円(税抜き)
残 工	事額	(P	1)						円(税抜き)
変更残.	工事額	Į (P	2)						円(税抜き)

スライド調書

エ		事		名						
工	事	<u> </u>	番	号						
請	負	代	소	額						円(消費税含まず)
胡		16	<u> 17</u>	餓						円(消費税含む)
設	計	書	全	額						円(消費税含まず)
故	пІ	Ē	317	缺						円(消費税含む)
I				期	自	令和	年	月	日	
				刼	至	令和	年	月	日	
基		準		日		令和	年	月	日	
出	来	ŧ	高	額						円(税抜き)
残	Ι÷	事額	Į (P	1)						円(税抜き)
変見	更残コ	事額		2)						円(税抜き)

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容

奈良県県土マネジメント部における読替え内容

※増額スライド用

〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

スライド額
$$(S) = ($$
 $P_2 - P_1) - P_1 ×1/100$
 $= (-) - ×1/100$
 $= -$

(但し、P₁<P₂)

P₁:請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P₂:変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

スライド額

(様式4 添付資料2) ※増額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

スライド額 (S) = (
$$P_2$$
 - P_1)- P_1 ×1/100 = (-)- ×1/100 = - = -

(但し、P₁<P₂)

 P_1 :請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P_2 :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

スライド額

インフレスライド条項運用マニュアル(国土交通省)記載内容

奈良県県土マネジメント部における読替え内容

※増額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

スライド額 (S) = (
$$P_2$$
 - P_1)+ P_1 ×1/100 = (-)+ ×1/100

(但し、P₁< P₂)

P₁:請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂:変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

スライド額

(様式4 添付資料2)※減額スライド用

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

スライド額 (S) = (
$$P_2$$
 - P_1)+ P_1 ×1/100 = (-)+ ×1/100 + + = +

(但し、P₁<P₂)

 P_1 :請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P_2 :変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

スライド額

(税込み) = × 消費税及び地方消費税率